

受験生のみなさまへ

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変した学生に対する特別措置

福岡女子短期大学

福岡女子短期大学では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変した学生を対象とした特別措置を設けます。

1. 措置内容 (令和5年度入学予定者)

区分	対 象	特別措置の内容	免除額 (年間)
A	○生計維持者の一方 (又は両方) が死亡した場合 ○家計維持者の会社や商店等が倒産、廃業などした場合	入学検定料・入学金・ 学納金を全額免除	健康栄養学科・子ども学科 <u>1,205,000 円</u> 文化教養学科 <u>1,185,000 円</u> 音楽科 <u>1,545,000 円</u>
B	○生計維持者の一方 (又は両方) が病気により、半年以上、就労が困難な場合	入学検定料及び入学金 は全額免除	健康栄養学科・子ども学科 <u>735,000 円</u> 文化教養学科 <u>725,000 円</u> 音楽科 <u>905,000 円</u>
C	経済的理由による免除 ○生計維持者の一方 (又は両方) が失職 (非自発的失業 (注3) の場合に限る。) した場合 ○生計維持者の収入が大幅に減少 (昨年度同期の 1/2 の収入減) した場合 ○A・B 区分以外で特別な事情がある場合	学納金は半額免除	

※ 上記「学納金」は、施設資金／授業料／教育充実費とします。

※ 入学金 (210,000 円) 及び入学検定料 (29,000 円【大学入学共通テストは 11,000 円】) は全額免除します。

※ 高等教育の修学支援新制度による支援を申請中又は受けた場合は、その額を差し引いた額を減免の対象とします。

※ 特別措置の期間は、1 年以内とします。

※ 返還の義務はありません。

※ 申請書類等により審査のうえ決定します。また、半年後に再審査します。

※ 特別措置の対象者は、国又は地方自治体が支給している公的支援の申請又は受給していることが必要です。

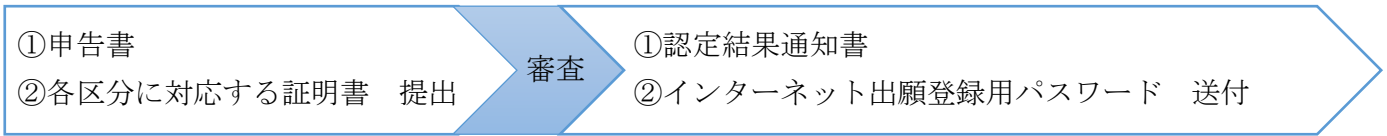
この場合、それぞれの証明書の提出が必要となります。

<受験までのプロセス>

◎提出期限

各入試区分のインターネット出願登録開始日の1か月前までに必要書類を提出してください。

「インターネット出願登録用のパスワード」がないと入学検定料が免除されません。



2. 対象となる家計急変に該当する事由（日本学生支援機構に準ずる）

区分	家計急変の事由（注1）	家計急変者の証明書類（一例）
A	○生計維持者の一方（又は両方）が死亡した場合 ○家計維持者の会社や商店等が倒産、廃業などした場合	下記のいずれか ・戸籍謄本（戸籍抄本）又は住民票（死亡日記載） ・倒産届・廃業届等証明する書類
B	○生計維持者の一方（又は両方）が病気により、半年以上、就労が困難な場合（注2）	・医師による診断書 ・雇用主による病気休職に係る証明書（注2）
C	○生計維持者の一方（又は両方）が失職（非自発的失業（注3）の場合に限る。）した場合 ○生計維持者の収入が大幅に減少（昨年度同期の1/2の収入減）した場合 ○A・B区分以外で特別な事情がある場合	・雇用保険被保険者離職票 ・雇用保険受給資格者証 ・前年度の収入を証明する書類及びコロナ感染症の影響による現在の収入を証明する書類 ・特別な事情を証明する書類

（注1）収入減少を伴わない家計支出増加の場合は、家計急変による特別措置の対象とはなりません。

（注2）雇用されている者が傷病により就労困難となった場合、傷病による休暇（休職）について、

①当該休暇（休職）の期間、及び②当該期間中の給与等支給状況について記載した証明書は雇用主に作成又は押印を依頼してください。

（注3）「非自発的失業」とは、雇用保険被保険者離職票（又は雇用保険受給資格者証）に記載されている離職理由コードに該当する場合をいいます。

※次の事由については、対象となりません。

- ①生計維持者の離婚又は失踪
- ②定年退職等、非自発的失業に該当しない離職
- ③雇用保険に加入していない生計維持者（会社経営者等）の離職

お問い合わせ先

福岡女子短期大学 入試広報課

TEL092-922-2483（平日の月～金曜日 9時～17時）